

第 3 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

平成26年6月24日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第3回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

平成26年6月24日（火曜日）

午前10時1分開議

午後0時3分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成26年度熊本県一般会計補正予算（第3号）

議案第2号 専決処分の報告及び承認について

議案第3号 専決処分の報告及び承認について

議案第4号 熊本県高校生等修学等支援基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 市の境界変更について

議案第13号 専決処分の報告及び承認について

議案第14号 専決処分の報告及び承認について

報告第1号 平成25年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第9号 専決処分の報告について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

請第46号 消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める請願

請第47号 川内原発再稼働に際し、避難者受け入れに関する国への意見書提出を求める請願

報告事項

①市町村合併の検証について

②地方自治法の一部改正等について

③天草エアラインの機材更新等に関する報告

出席委員（7人）

委員長 田代国広

副委員長 杉浦康治

委員 岩下栄一

委員 荒木章博

委員 西聖一

委員 内野幸喜

委員 前田憲秀

欠席委員（1人）

委員 高野洋介

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

知事公室

公室長 田嶋徹

危機管理監 古閑陽一

秘書課長 大村裕司

広報課長 松永正伸

危機管理防災課長 岡田浩

知事公室付政策調整監 白石伸一

総務部

部長 岡村範明

理事兼県中央広域本部長兼

市町村・税務局長 檜木野史貴

政策審議監 木村敬

総務私学局長 仁木徳子

人事課長 青木政俊

首席審議員兼財政課長 福島誠治

県政情報文書課長 本田雅裕

総務事務センター長 古谷秀晴

首席審議員兼管財課長 吉永一夫

私学振興課長 橋本有毅

市町村行政課長兼

県央広域本部総務部長 原 悟
 市町村財政課長 竹 内 信 義
 消防保安課長 田 原 牧 人
 税務課長 斉 藤 浩 幸
 企画振興部
 部 長 錦 織 功 政
 政策審議監 柳 田 誠 喜
 地域・文化振興局長 田 中 浩 二
 交通政策・情報局長 坂 本 浩
 首席審議員兼企画課長 小 原 雅 晶
 地域振興課長兼
 県央広域本部振興部長 横 井 淳 一
 文化企画課長 吉 永 明 彦
 政策監兼
 文化・世界遺産推進室長 本 田 圭
 首席審議員兼
 川辺川ダム総合対策課長 福 山 武 彦
 首席審議員兼
 交通政策課長 吉 田 誠
 情報企画課長 家 入 淳
 統計調査課長 上 田 英 典
 出納局
 会計管理者兼出納局長 伊 藤 敏 明
 首席審議員兼会計課長 福 島 裕
 管理調達課長 田 上 英 充
 人事委員会事務局
 局 長 田 中 伸 也
 総務課長 吉 富 寛
 公務員課長 井 上 知 行
 監査委員事務局
 局 長 牧 野 俊 彦
 監査監 草 野 武 夫
 監査監 瀬 戸 浩 一
 監査監 千 羽 一 樹
 議会事務局
 局 長 佐 藤 伸 之
 次長兼総務課長 後 藤 泰 之
 議事課長 塘 岡 弘 幸
 政務調査課長 富 永 章 子

事務局職員出席者

議事課主幹 榎 原 俊 郎
 政務調査課主幹 福 島 哲 也

午前10時1分開議

○田代国広委員長 それでは、ただいまから第3回総務常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に4名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

次に、今回付託された請第46号及び請第47号について、提出者から趣旨説明の申し出がっておりますので、これを許可したいと思います。

まず、請第46号についての説明者を入室させていただきます。

（請第46号の説明者入室）

○田代国広委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いします。

（請第46号の説明者の趣旨説明）

○田代国広委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査しますので、本日はこれでお引き取りください。

（請第46号の説明者退室）

○田代国広委員長 次に、請第47号についての説明者を入室させていただきます。

（請第47号の説明者入室）

○田代国広委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いします。

（請第47号の説明者の趣旨説明）

○田代国広委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査しますので、本日はこれでお引き取りください。

（請第47号の説明者退室）

○田代国広委員長 次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求め

た後に、一括して質疑を受けたいと思います。説明に当たっては、効率よく進めるため着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、総務部長から総括説明をお願いします。

○岡村総務部長 おはようございます。

今回提案しております議案の概要について御説明申し上げます。

まず、一般会計補正予算につきましては、議案第1号といたしまして、国の好循環実現のための経済対策関係及び通常分を合わせまして合計約16億6,700万円を計上しております。

このほか、熊本県税条例の一部を改正する条例の制定や専決処分の報告、承認につきましても、あわせて御提案、御報告申し上げます。

この後、予算関係議案の総括的な説明につきましては財政課長から、また、詳細な内容及び条例等議案につきましては各課長からそれぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○田代国広委員長 次に、財政課長から、平成26年度6月補正予算等の概要について説明をお願いします。

○福島財政課長 財政課でございます。

A4横の総務常任委員会説明資料をお願いします。資料の1ページをお願いします。

6月補正予算の概要でございます。

今回の一般会計補正予算は、国の好循環実現のための経済対策関係として、追加内示分や、2月補正で造成しました経済対策基金の活用分の予算を計上しております。

また、その他の通常分として、バス事業者等が整備する地域カードの片利用機能に対する支援や、天草エアラインの航空機更新に伴う天草空港の滑走路整備等の事業を計上して

おります。

これらにより、6月補正予算は総額16億6,700万円の増額補正となり、補正後の予算規模は7,362億8,400万円となります。

2ページをお願いします。

歳入予算の内訳です。

今回の補正予算では、経済対策の追加内示や国庫補助を活用した事業の関係で、3ページの9の国庫支出金が多くなっております。

13の繰越金は、今回の補正に伴う一般財源に充てるものでございます。

また、15の県債は、天草空港の整備などに充当するものでございます。

4ページをお願いいたします。

歳出予算の内訳です。

1の一般行政経費では、経済対策の追加内示や緊急雇用創出基金の活用等により、約6億5,300万円を計上しております。

5ページの2の投資的経費では、天草空港の整備などで約10億1,400万円を計上しております。

それぞれ説明欄に補正額に係る主な事業を記載しております。

6ページをお願いいたします。

7ページにかけまして、今回の補正に伴い必要となる地方債の補正の内容でございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

専決処分の報告でございます。

2件ございますが、いずれも鳥インフルエンザ対策の関連でございます。

まず、上段の4月13日の専決は、鳥インフルエンザの蔓延防止を図るため、防疫措置に必要な経費について、2億2,500万円の補正を行ったものです。

次に、下段の5月8日の専決は、5月8日の移動制限区域の解除に当たりまして、養鶏農家に対する経営支援や新たな発生に備えた防疫資材の備蓄に係る経費につきまして、7、

100万円の補正を行ったものでございます。

以上が予算関係の概要でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○田代国広委員長 次に、関係課長から順次説明をお願いします。

○橋本私学振興課長 私学振興課でございます。

説明資料の10ページをお願いいたします。

私学振興費でございますが、補正額1億3,300万円余をお願いしております。

説明欄をごらんください。

まず、私立学校施設耐震化促進事業でございますが、今回の補正1億3,274万9,000円は、認定こども園への移行を予定している私立幼稚園が実施する耐震診断、耐震改築工事に対する補助分を増額するものです。財源につきましては、全額国から交付される安心こども基金でございます。

補正予算を計上する理由は、同事業につきまして、単価改定等による国からの増額交付がなされることとなったためでございます。

次に、国庫支出金返納金でございますが、今回の補正110万6,000円は、高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金の特例措置分に係る事業費確定に伴う残額の国への返還でございます。

少し詳しく説明いたしますと、この特例措置分というのは、私立高校等に在学する生徒に支給している高等学校等修学支援金に関するものでございます。高等学校等修学支援金は、保護者の所得に応じ、市町村民税所得割額が一定の基準未満となる生徒に対し、加算して支給を行っていますが、この基準が国の税制改正により平成24年度の住民税から扶養控除が見直されたことに伴い、この基準が変更されました。

その際、事前に国が予告した基準と異なる基準で実施されることになったため、予告さ

れた基準では対象となるが、実際には加算を受けられない生徒が全国的に生じることとなりました。

このため、国は、平成24年7月から、1年限りの特例として、影響を受ける生徒についても加算支給の対象とし、そのための財源として、平成24年度に高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金が国から県の熊本県高校生等修学等支援基金に交付され、県では、これをもとに、影響を受ける生徒に対して特例措置による加算支給を行ったものでございます。

なお、今回の補正予算は、この特例措置分の実績残110万円に、交付金に係る基金利息を加えて国に返還するものです。

国への返還手続きにつきましては、6月補正予算成立後に、国の返納通知を受け返還する予定です。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○吉田交通政策課長 交通政策課でございます。

説明資料の12ページをお願いいたします。

計画調整費で2億1,100万円余の増額補正をお願いしております。

説明欄をごらんください。

交通整備促進費の交通系ICカード利用環境整備事業でございますが、こちらにつきましては、別に配付しております資料で説明をさせていただきます。

別に配付しております交通系ICカード利用環境整備事業説明資料というものとポンチ絵のほうをごらんください。

まず、経緯でございます。

交通系ICカードにつきましては、平成21年度から協議が開始され、県も早期導入に向けた働きかけを行ってまいりました。

この件については、昨年度、関係者が一堂に会する熊本市公共交通協議会の場で集中的

に議論が行われ、結果、市電は全国相互利用カード、バス事業者等は地域カードを選択するに至りました。

ただ、県民の利便性の観点から、全国相互利用カードが県内で利用できる片利用環境の構築を目指すことが確認され、本年2月に、県も支援の意向を表明したところでございます。

次に、全体イメージとして、このポンチ絵のほうをごらんください。

点線で囲んでおります左側の枠が、全国10種の全国相互利用カードや市電の*n i m o c a*を含む全国相互利用システムであります。右下の点線枠が、バスや電鉄が導入する地域カードでございます。その2つのシステムを接続する中央付近の丸で囲んだ部分が、今回補正予算に計上しております片利用機能となります。平成28年3月の運用開始を目標とする2カ年事業でございます。事業費は約8.26億円になります。

資料にお戻りいただきまして、資料の裏面をごらんください。

片利用機能支援理由でございますが、県内の公共交通の利便性向上と4カ年戦略の推進のため、片利用機能の導入への支援が必要と判断させていただきました。

費用負担でございます。片利用事業の費用については、事業者が2割を負担し、国庫補助を控除した額を県と熊本市で折半する枠組みでございます。県の負担は、最大でも片利用事業費の3分の1であります。地域カード導入に係る全体事業費の10%となります。これはTO熊カード導入時と同程度の負担割合となります。今回、平成26年度の県負担部分として、2.11億円を予算に計上させていただきました。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○橋本私学振興課長 私学振興課でございま

す。

資料の13ページをお願いします。

熊本県高校生等修学等支援基金条例の一部を改正する条例についてでございますが、次の14ページの条例案の概要で御説明させていただきます。

先ほど補正予算案において、高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金の残額を国に返還する旨御説明させていただきましたが、国への返還に当たり、この交付金を受け入れた熊本県高校生等修学等支援基金の一部を処分する必要があるため、関係規定を整備するものでございます。

主な改正内容でございますが、国から交付された交付金を国に返還するために要する経費の財源に充てるために、基金の一部を処分することができるよう、条例の附則において定めるものでございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○斉藤税務課長 税務課でございまして。

資料の15ページをお願いいたします。

第5号議案熊本県税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。資料17ページの条例の概要で説明申し上げます。

地方税法の一部改正に伴う改正でございます。

主な改正内容としまして、(1)は、地域間の税源の偏在性の是正のため、地方法人税が新たに創設されたことに伴い、法人県民税法人税割の税率を1.8%引き下げるものでございます。あわせて、文言の整理を行うものでございます。

(2)は、地方法人特別税の規模を3分の2に縮小し、縮小分3分の1が法人事業税に還元されることに伴い、法人事業税所得割の税率を引き上げるものでございます。

なお、(1)(2)とも、法人2税負担の変更はございません。

次に、(3)は、新車登録から一定期間経過した自動車の税負担を重くするグリーン化特例が改正されたことに伴い、特殊用途車につきまして、地方税法改正の趣旨を踏まえまして、重課割合を現在のおおむね10%からおおむね15%へ引き上げるものでございます。

施行期日は、(1)のアは、平成26年10月1日、イは、平成28年4月1日、(2)は、平成26年10月1日、(3)は、公布の日でございます。

次に、説明資料の18ページをお願いいたします。

第6号議案熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。資料19ページの条例の概要で説明申し上げます。

中心市街地の活性化に関する法律の一部改正に伴う改正でございます。

主な改正内容といたしまして、中心市街地の活性化に関する法律に定める商業基盤施設を設置した者に対し、不動産取得税等を軽減するとともに、減収分が交付税措置がされておりました規定が廃止をされました。これに伴い、県税特別措置条例の規定を削除するものでございます。

施行期日は、中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日でございます。

次に、資料の24ページをお願いいたします。

条例改正に係る専決処分につきまして、御報告を行い、承認を求めるものでございます。

第13号議案は、熊本県税条例の改正に係る専決処分の報告及び承認についてでございます。資料39ページの条例の概要で説明申し上げます。

条例の改正の趣旨としましては、平成26年度税制改正に係る地方税法の改正のうち、本

年4月1日施行の部分につきまして、法と条例の内容にそごが生じ、県民生活に支障を来すことがないように、3月31日に専決処分により条例を改正し、4月1日に施行したものでございます。

2、主な改正内容でございます。

まず、(1)不動産取得税でございます。

アは、中古住宅の耐震改修などを促進するため、中古住宅を取得後、耐震改修を実施した場合に係る不動産取得税の特例措置を新たに設けるものでございます。

イは、新築住宅を取得しやすくするため、新築住宅を宅地建物取引業者などが取得したとみなして課税する期間を、住宅新築から1年経過後に緩和する特例を2年間延長するものでございます。

ウは、優良住宅を普及促進するため、長期優良住宅に認定された新築住宅について、課税標準から控除額を1,300万円とする特例措置を2年間延長するものでございます。

次に、(2)自動車取得税でございます。

アは、過疎路線用のバス取得に係る非課税措置を2年間延長するもの、イは、自動車税の税率を引き下げるとともに、環境性能にすぐれた自動車の普及促進を図るため、エコカー減税について軽減割合を拡充するものでございます。

(3)自動車税でございます。

環境性能のすぐれた自動車の税負担を軽減または重くするグリーン化特例の適用期限を2年間延長するとともに、税負担を軽減する軽課の対象車種にクリーンディーゼル車を追加するとともに、重課について、現在のおおむね10%からおおむね15%へ引き上げるものでございます。

最後に、(4)鉱区税でございます。

納税義務者として、特定鉱区において、試掘権のみなし期間に試掘する者を加えるものでございます。

次に、資料の40ページをお願いいたしま

す。

第14号議案は、熊本県税特別措置条例の改正に係る専決処分等の報告及び承認についてでございます。資料41ページの条例の概要をごらんください。

改正内容としましては、企業立地の促進を図るため、企業立地促進法に基づく同意集積区域内において、不動産取得税の課税免除を行う特例措置を2年間延長するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○原市町村行政課長 市町村行政課です。

資料の20ページをお願いいたします。

第12号議案市の境界変更についてでございます。

地方自治法の規定によりまして、熊本市と菊池市の境界の一部を変更するものであります。

提案理由としましては、市の区域をまたがって土地改良事業が行われたことによるものでございます。

土地改良事業の施行位置は、22ページの位置図の矢印の区域でございます。熊本市と菊池市の境界付近でございます。

23ページは、区域変更に係る図面で、お互いに編入する区域を示しております。

土地改良事業の工事完了後に、地権者の間で換地が行われますが、土地改良法では、換地による一筆の区域が市町村の境界に渡るように定めてはならないとなっておりますので、今回、市の境界の一部を変更するものであります。

21ページにお戻りください。

真ん中ほどの参考欄でございますが、境界変更の手続は、地方自治法第7条の規定により、熊本市と菊池市の3月議会の議決を経て、4月に知事に申請がなされております。

知事の決定に当たりましては、県議会の議

決を経ることになっておりますので、今回、本議会での議決をお願いするものでございます。

本議会で議決いただければ、直ちに知事が決定しまして、その旨を総務大臣に届け出、大臣告知により境界変更の効力が生じることになります。

施行期日は、9月1日を予定しております。

説明は以上です。よろしく御審議をお願いします。

○岡田危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

資料の42ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

平成25年6月補正予算において御審議いただいた広域防災活動拠点整備に要する費用ですが、国の元気づくり交付金を活用した事業で、県民総合運動公園、消防学校などに必要な施設整備を行うもので、基本設計や関係者との協議等に不測の日数を要したために繰り越したものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○橋本私学振興課長 私学振興課でございます。

私立学校施設耐震化促進事業費ですが、予算額のうち5億3,455万4,000円について、平成26年度へ繰り越しさせていただいたものでございます。

今回繰り越し対象となったものは、幼稚園の園舎3棟分の耐震改築に係る補助金の交付決定額の全額でございまして、財源につきましては、全額国から交付された安心こども基金を充てております。

繰り越しの理由ですが、関係機関協議等に不測の日数を要したことによるものでございます。

私学振興課は以上でございます。よろしく
お願いいたします。

○田原消防保安課長 消防保安課でございま
す。

資料42ページの上から3段目をお願いいた
します。

繰越明許費でございますが、県防災消防ヘ
リコプターのひばりに、ステップ及びホイス
トカメラを整備するものでございます。

機体整備を行う整備工場の確保に不測の日
数を要したため、繰り越したものでございま
す。

以上でございます。よろしくお願いいたし
ます。

○横井地域振興課長 地域振興課でございま
す。

42ページ、一番下の段をお願いします。

「環境首都」水俣・芦北地域創造事業費の
繰越明許費の報告でございます。

これは環境省の補助事業を活用した市、町
への補助金で、内訳は、水俣市の湯の鶴温泉
保健センターの整備と津奈木町の津奈木川周
辺交流拠点整備に係る経費でございます。

繰り越しの理由につきましては、地域にあ
る自然エネルギーの調査検討や橋梁の整備箇
所の検討など、基本計画の策定に不測の日数
を要したため、1億5,839万円余を翌年度へ
繰り越したものでございます。

なお、両事業とも、既に実施設計の契約を
終えまして、来月7月に工事契約を行い、本
年度中に竣工の予定でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○吉永文化企画課長 文化企画課でございま
す。

説明資料の43ページ、一番上の表の上段を
お願いします。

同じく、繰越明許費の報告でございます。

上段は、松橋収蔵庫広場整備事業費でござ
います。

これは松橋収蔵庫広場整備の実施設計に係
る経費でございますが、埋蔵文化財の確認調
査に日数を要したため、850万円余を翌年度
へ繰り越したものでございます。

なお、この広場整備事業につきましては、
設計、施工ともに今年度中に完了の予定で
ございます。

下段は、県立劇場施設整備事業費でござい
ます。

これは、県立劇場改修に係る各種工事の日
程調整に不測の日数を要したため、エレベ
ーター改修事業費2,600万円余を翌年度へ繰
り越したものでございます。

なお、施工は、県立劇場が工事のため全館
貸し出し停止となる12月8日から3月4日ま
での間に実施し、工事完了の予定です。

以上、よろしくお願いいたします。

○吉田交通政策課長 交通政策課でございま
す。

資料43ページの中段をお願いいたします。

まず「環境首都」水俣・芦北地域創造事業
費の繰越明許費の報告でございます。

これは全額国庫でございまして、肥薩おれ
んじ鉄道水俣駅舎の改修を行う水俣市に対す
る補助でございます。

駅舎の老朽化が想定していたより進んでお
り、基本設計に不測の日数を要したため、8,
204万円余を翌年度に繰り越したものでござ
います。

続きまして、大空港構想推進調査事業費及
び阿蘇くまもと空港広域防災拠点等整備事業
費でございます。

これらは、阿蘇くまもと空港が広域防災拠
点として対応するための駐機場整備に係る測
量、設計及び調査でございます。

繰り越しは、平成25年3月に国が南海トラ
フ地震による新たな被害想定を示したため、

阿蘇くまもと空港の防災拠点化について精査する必要が生じ、その結果、6月補正にて予算対応することとなりました。

そのため、四季を通じて行うべき希少動植物に関する環境調査のうち、春、夏分については昨年度行うことができず、今年度実施する必要性が生じました。また、空港を管理する国から、計器着陸装置、ILSの電波への影響等に関して、新たな調査、検証の指示が出たことから、設計及び調査が年度内に完了できなかったため、それぞれ890万余り、2,730万円余りを翌年度に繰り越したものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○家入情報企画課長 情報企画課でございます。

情報通信格差是正事業費の繰越明許費の報告でございます。

これは市町村が実施する携帯電話基地局整備に対する国費を財源とした補助事業でございますが、平成25年度は、国の経済対策等による工事発注が多かったため、整備を予定していた八代市及び五木村とも工事入札参加希望の業者がなく、入札不調となり、年度内の工事完了が困難となったため、2億8,319万円を繰り越したものでございます。

なお、現在はいずれも発注済みであり、本年8月末までには工事完了の予定でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○斉藤税務課長 税務課でございます。

資料の44ページをお願いいたします。

報告第9号、職員による交通事故の和解及び賠償額の決定についてでございます。資料45ページで御説明申し上げます。

この事故は、平成26年2月27日に、天草市城下町地内で発生したもので、天草広域本部総務部税務課職員が、公用車で県税の収税業

務に向かう途中、物損事故を起こしたものでございます。

事故の状況としましては、前方を走行していた軽貨物車が減速したにもかかわらず、前方不注意から衝突したものであります。

相手方との示談の結果、県の過失100%で合意をし、損害賠償額は2万8,390円でございます。

なお、損害賠償額は、県が加入しております損害賠償保険で対応しております。

報告は以上でございます。御審議よろしく願いいたします。

○田代国広委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

質疑ありませんか。

○荒木章博委員 42、43ページの明許繰越、地方自治法の213条で定められているその明許繰越、要するに執行ができなかったけれども、早急にできているという説明もありましたけれども、全庁的にどういう状況にあるのか。

また、ことしは、割合にしては多かったのか。大体、前々回かな、そのときはやっぱり大水害とかいろんな大型のやつで1,000億を超したと思うんですけども、平均が大体500億ぐらいの繰り越したと思うんですけども、そういった中で、全庁の状況と、今言いました、ことしはどのぐらいの規模になったのか。

もう一点は、この委員会にはないんですけども、事故繰越の状況、その状況においてはどういうふうな状況なのか、この3点をまずお尋ねしたいと思います。

○福島財政課長 財政課でございます。

まず、明許繰越の全庁的な状況でございます。

25年度から26年度への繰り越しの額が、一般会計で約717億円となっております。

ことしが多かったのかどうかという御質問でございますが、昨年度は、委員のほうからもお話がありましたとおり、24年度から25年度の分につきましては、大型の経済対策があったということ、さらに、熊本広域大洪水の関連事業もあったということで、約1,416億円ございました。今回の倍ぐらいの規模でございました。これは過去最高の繰越額でございました。

それに比べれば大分減っておるんですけども、平年ベースでは、これも委員のほうから御紹介ありましたが、大体500億程度でございますので、今回は、それに比べますと200億円程度ちょっと多いという状況です。

要因としましては、今回も2月補正で経済対策、まあ前回のよりは規模は小さかったんですけども、それでも200億程度その分で繰り越しをしておりますので、ちょうどその分が平年ベースよりは多かったのかなというふうに分析をいたしております。

それからもう1点、事故繰越の御質問がございました。

事故繰越につきましては、今回、特に建設資機材とか技能者の不足等の影響もありまして、予定していた工期がなかなか確保できないということで、農林水産部と土木部になりますけれども、約102億円の事故繰越がっております。あす、農林水産、建設の両委員会でも報告がなされる予定となっております。

状況としては以上でございます。

○荒木章博委員 わかりました。

状況はよく理解はできるんですけども、やっぱりこれだけの繰り越しというのは、いかにその予算を執行していくか、それがやっぱり一番の景気回復につながるものだというふうに思うんですね。

そういった問題で、やっぱり全庁的にこれも取り組んでいかなきゃいけないことだと思いますけれども、今繰り越しの事業の説明は受けたわけですが、全体でどの程度終わったのか、そこをちょっとお尋ねしたい。今年度の当初予算を含めた数字についても教えていただきたいと思います。

○福島財政課長 財政課でございます。

今年度の執行状況ということでございますが、契約が済んでいるものについての割合について御報告いたします。

5月末現在で、まず、先ほど申し上げました繰り越しの関係につきましては、既に53.7%契約が済んでおります。半分を超えたところでございます。それと、今年度の当初予算の分を入れたところの契約率となりますと、26.1%という状況でございます。

経済対策も含めて、当初予算合わせまして早期執行というのが非常に重要でございますので、財政課のほうからも、4月に、各部に対して、事業の早期実施に適切に対処するように通知等もいたしているところでございます。

状況としてはそういうところでございます。

○荒木章博委員 ありがとうございます。

先ほどもちょっと申し述べましたけれども、いかにやっぱり全庁一丸となってこの明許繰越に対する対応の仕方をやっていくかというのは、やっぱり総務部長の各課に対する呼びかけを含めて、これは一番の大切な県内の景気回復、これだけの執行ができるように、まあできて進んでいるところも半分以上だと聞いていますけれども、これもいち早く100%にできるように予算執行をお願いしたいと思いますけれども、総務部長のお言葉もちょっといただきたいなと思いますけれども。心構えを。

○岡村総務部長 ただいま財政課長も答弁いたしましたように、早期執行ということで、これは県のほうとしましても、アベノミクス等々の効果を県内にいち早く波及させるという観点もございます。そういったことから、早期執行という形での文書通知等々も発出をさせていただいて、ただいま申し上げましたような取り組みを、特に事業部等々につきましてはお願いをしておるところでございます。

あと、それに対しましていろいろ必要なものがあれば、総務全体で、例えば人員の問題であるとか、いろいろ必要となってくる部分もございます。そういったものにつきましても、いろいろ御相談に応じながらちゃんとやっていくということで努めておりますので、今後ともそういった形で努めてまいりたいと思っております。

○荒木章博委員 前半は終わります。

○内野幸喜委員 ちょっと今事故繰越の話が出ましたものですから、ちょっとお伺したいんですけれども、今回102億円と。その当時を考えると、熊本広域大水害があって、さらに建設業の人手不足、さらに資材等の高騰、入手困難というのがあって、非常に厳しい状況の中だったと思います。ただ、他県では、事故繰りというのは、例えば大分であるとか福岡であるとかというところは比較的少なかった、もしくはなかったというように聞いているんですね。

今回、この事故繰りについては、もう本当やっぱり今回限りだという意識を持たないといけないと思うんですけれども、その点はどうでしょうか。

○福島財政課長 今委員御指摘のとおり、事故繰りというのは、その名のとおり、基本的

には年々そうない状況でございまして、今回の額というのは、そういう意味では大きかったものでございます。

これをいち早く執行してもらおうということ、そういう意味では、先ほど御紹介した繰り越し、明許繰越だけで700億円ありますので、そういう意味では、それをいち早く執行して事故繰りがないようにということで、これも常に土木部、農林水産部と話をよくしているところでございます。まずは、その執行から優先してやってほしいということをおっしゃっております。

他県との比較については、済みません、ちょっと財政課のほうで詳しく把握しておりませんので、申しわけございません。

○内野幸喜委員 いずれにしろ、これはいろんな、特に先ほど土木のほうの事故繰りが多いということで、いろんな厳しい環境、状況があるのはわかっていながらも、やはり建設業者の方々にも努力を促していかなければならないのかなと思っておりますので、その点は——きょう、ここは総務常任委員会ですけれども、建設常任委員会、土木部等とも、その辺は情報を共有しながらやっていただければなというように思います。

○岩下栄一委員 私学ですかね。認定こども園の耐震化等の話がありましたけれども、本県の耐震化率というのは、今どの程度のところを行っているんですか。公立、私立、いろいろありましようけれども。

○橋本私学振興課長 私学振興課でございます。

ただいま耐震化率の状況ということで御質問ありましたけれども、平成26年度の——例年4月1日現在で取りまとめしておりますけれども、現在精査中であります。

参考までに、平成25年度、昨年4月1日現

在の耐震化率でございますが、幼稚園、中学、高校合わせて62.5%の耐震化率となっております。今年度、4月1日現在でございますけれども、精査中ではございますが、昨年度より5%以上は伸びる見込みでございます。

公立に比べて私立の状況でございますけれども、公立のほうは、ほとんど95%以上、小中高校、耐震化率が進んでおりまして、私学のほうがちょっとまだまだおくらしている状況でございますので、今年度、ちょっと補正予算等をもとに耐震化をさらに促進させていきたいと思っております。

以上でございます。

○岩下栄一委員 南海トラフも近々やってくるかもしれないという、非常に、何と申しますか、不安な状況がありますので、ぜひ100%を目指して耐震化をお願いしたいと。特に、公立に比べて私立の耐震化が低いわけですから、公私の格差の一つでもあるんですね。そういう点で、ぜひ私立学校のほうもこの耐震化率の向上をお願いしたいと思えます。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○内野幸喜委員 鳥インフルの件ですね。前回の委員会でもちょっとお話ししたんですが、実はその後、私、宮崎県、鹿児島県の県議会議員の方とお話する機会があつて、非常に熊本の対応はよかったんじゃないかと言われました。

その際、前回の委員会でも話したんですけれども、本当に職員の方、大変なお仕事だったと思います。その後のケアについては、その後どうなったか、ちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

○岡村総務部長 ケアということでございま

すが、主に、いわゆる肉体的な健康と精神的な面、両方あるかと思いますが、肉体的な面につきましては、健康福祉部のほうが中心となりまして、一定の期間、一定の条件のもとできちっと追跡して健康調査するという事になっておりまして、そちらのほうでは異常ないということになってございます。

メンタル面につきましても、総務部のほうで臨時的にきちっと相談する窓口をつくりまして、これは県職員のみならず、従事されたいろんな方々にもそういう情報を流しまして、御相談があればお受けしますということでアナウンスをさせていただきました。

その結果、職員がたしか4名ほど相談に来たというふうに聞いておりますけれども、それも一過性的なものでありまして、特に心配するほどのことはないということで、そういったメンタル面につきましても異常ないということで整理をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○岩下栄一委員 きょう、資料を配っていただいて、交通系ICカード利用環境整備事業の御説明を受けましたけれども、先般、池田和貴議員の本会議の質問で、知事が一応頭を下げられたと、一本化できずに申しわけなかったということでありましたけれども、いろいろ努力をされたことは承知しております。一本化できなかった理由について、再度執行部から御説明願いたいと思えます。

○錦織企画振興部長 もともとの最初の経緯の部分から若干御説明させていただきます。

ICカードにつきましては、現行のTO熊カードの関連機材が今後生産されないということが明らかになった時点から、具体的にICカード導入に向けてどのような議論をして

いかなきゃいけないのかということが、関係事業者、県、市の間で非公式に長年議論されてまいりました。

その中で、当初より市は全国相互利用型のカード、そして、地域のバス事業者等の立場としては地域カードということで議論が平行しておりました。その中で、県としては、積極的にこの一本化を図ってきたところでございます。

それが、昨年、ちょうど今ごろでございますけれども、市のほうが全国相互利用カードに決したという判断をいたしましたところ、それでもなお県といたしましては、このカードがうまく地域と接続できるように、なるべくその一本化が実体的に図れるように図ったところでございますが、残念ながら、調整の結果、それがかなわなかったというのが現実でございます。

一方で、その後、バス事業者の側でも判断をせざるを得なくなったところでございますが、バス会社は、地域カードをその後決定したということでございます。

企画振興部の担当者においては、全身でこの対応をすべく、調整の努力をいたしましたところでございますが、残念ながら、その実現ができなかったということでございます。

本件に関しましては、県議会の先生の方々を初め、関係者の皆様方に御心配をおかけしましたことを、企画振興部長としておわび申し上げたいと思います。申しわけありませんでした。

そこですで、今回システムが2つに分かれたからといって、県民の方々あるいは県外からおいでになられる方々の利便に不便をもたらしてはいけないというぎりぎりの判断として、この両者をつなぐ県が、全国相互利用カードであっても、県内のバス等で使える片利用システムを支援すべく、関連の予算をお願いいたしましたところでございます。

さきの一般質問の中で、知事のほうから、

ICカードを一本化できなかったことについてじくじたる思いと答弁されましたが、執行部も同じ思いを抱いております。

経緯といたしましては、こういうことでございます。

○岩下栄一委員 経緯はよくわかっております。

結局、市との連携が十分でなかったという点も一つあると思うんですけども、結局何のためのICカードかということ、県民ないしは旅行者の利便ということですよ。その利便性が少しでも向上するというのが私たちの願いでありますし、そこで、TO熊カード、これは併用できるわけですかね。

○吉田交通政策課長 地域カードにつきましては、来年の3月を導入の目標としてやっております。TO熊カードにつきましては、現行のものにつきましては、地域カード導入後、一定期間を経て廃止という形になっていきます。

○岩下栄一委員 わかりました。

○荒木章博委員 今、県、市の、要するに連絡というか、会議というのは、何回ぐらい行われて、どなたが出席されたんですかね。

○吉田交通政策課長 済みません、回数はちょっと数えないとわからないんですけども、会議の場とすれば、熊本市公共交通協議会というのがございまして、そちらに交通政策課長——委員でございまして、公の場としては、そこに交通政策課長が参加をしていたという形でございます。

○荒木章博委員 いや、参加していたじゃなくて、それは記録があるはずですよ、議事録とか。何回参加したのか。話にならぬ、それ

は。

○吉田交通政策課長 公共交通協議会につきましては4回、その下に設けられた導入連絡会については3回開催されております。計7回でございます。

○荒木章博委員 まあ、もう蒸し返すことはない、知事もあれだけ本会議場で陳謝をされると。私としては、まことにこれは残念なんですけれどもね、知事が陳謝をされるなんて。

しかし、錦織部長も全力で取り組まれたことだと、私は部長の性格からしてそういうふうに思っているんですけれども、それはそれとして、地域カードの今後の付加価値をやっぱり高めていくということが、私は、今回は一番大事なことだというふうに思うんですね。そういったことについて、どういうふうに。担当課長でもいいんですけれども。

○吉田交通政策課長 委員御指摘のカードの価値を高めるということでございますが、地域カードについては、今後、さまざまな独自サービスが事業者のほうにおいて今検討をされているというふうに聞いておりますので、県といたしましても、県民の利便性の向上の観点から、さまざまな県民のためになる利便性の高いサービスが提供されるよう、強く働きかけてまいりたいというふうに考えております。

○荒木章博委員 いいです。もうあえて、部長まで陳謝をされましたから、この件についてはもう言いたくありませんので、今後付加価値について努力をしていただきたいと、かように思っております。

以上です。

○内野幸喜委員 私も、そもそも論について

は、この間の知事の答弁、そして、今の錦織部長の答弁からも——なかなかわかりづらいんですけども、恐らくここに書いてあるように、バス事業者等は、コスト面、独自の利便性向上等の理由から地域カード導入ということなんだろうと思います。ただ、一つ残念なのが、私は、やはり小異を捨てて大同につけなかったのかなというように思います。

そこでちょっとお聞きしたいのが、この前、知事が、我が党の池田議員の質問に答える形で、じくじたる思いがありますと、県の調整に期待された——我々はいいんですけれども、県議会、さらには県民の皆様にも心よりおわび申し上げますと、これは知事として率直なおわびの意を表したと思うんですけれども、果たしてこれは知事がおわびすることなのかと実際思うんですね。これだけ知事が議会の中でおわびしたことについて、果たしてバス事業者の方々はどのような認識でいらっしゃるのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○吉田交通政策課長 委員御指摘がございましたが、バス事業者においても、今厳しい経営環境の中、さまざまなことを考慮された上で、今回地域カードの導入を決められたと。そういう中で、先般、知事が陳謝いたしました、非常に重くそれを受けとめているというふうに聞いております。

○内野幸喜委員 まあ、重く受けとめているという——本当にこの地域カードを導入するに当たって、県費を投入する以上は、我々も、その地域カード、先ほど荒木委員がおっしゃったように、付加価値を高めると、これがやっぱり大事だと思いますので、T O熊カードについては10%のプレミアムがつく、今回の地域カードについては、場合によってはそこまでいかないんじゃないかという話があります。地域カードについても、期間を限定

されて、行く行くは使えなくなると。そのとき、果たして、じゃあこの地域カード自体の普及自体はどうなのかなど。果たして、県費を投入して、それだけの普及効果があるのかというの疑問に思ってくるんです。その点はどうでしょう。

○吉田交通政策課長 委員御指摘の普及の面でございますが、そういう普及の面でも、地域カードというものが真に県民にとって魅力ある、利益のあるものになる、そういうところで独自サービスというものが重要になってきますので、繰り返しになりますけれども、そういった独自サービスというものが提供されるよう、我々としても働きかけをしてまいりたいと考えております。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○錦織企画振興部長 つけ加えさせていただきますが、今回ICカードの地域システムのほうを導入する際には、私どもも、この事業がきちんと継続性を持って安定的に運営されるかどうか、それから、導入コストの妥当性が本当に正しいのかということについても、精緻に検討いたしました。数字を確認した上で、それがある程度確認できたということで支援を決定したわけでございます。

ただ、いずれにいたしましても、ICカードの初期投資というのはかなり額が大きゅうございます。これを、恐らく今後プレミアム分を若干なりとも減らす形で、そこから投資資金の回収をしていくという部分もかなりあるかと思っております。

ですから、この問題は、民間企業の経営方針、事業戦略に係ってくる部分が多いかと思っております。そうした中であっても、県といたしましては、十分に県民にそのICカードの利益が均てんされるよう働きかけてまいりたいと思っておりますので、御指導をよろしくお

願いたします。

○前田憲秀委員 私も、ICカードに関しては、常にお訴えをさせていただいた立場としてお尋ねをしたいんですけれども、先ほど部長——まあ、今回は本会議で知事がああいう謝罪をされたので、それ以上のものはないとは思いますが、部長は、強く働きかけてきたとこれまでの経緯を説明されたんですが、果たして具体的にどういう働きかけをしたのかは、端的に何かお示しいただけますか。

というのが、私も再三——最初に、部長は、非公開時ということだったので、言えない部分もあったのかもしれないですけれども、私は再三、いろんな形で関係者の方にもお話をしてきたところなんですけれども、そこで聞いた話は、何も県としては動く余地が今ありません、見守りますというイメージだったんですけれども、そこはやっぱり違ったんですかね。そこをちょっとお尋ねしたいんですけれども。

○錦織企画振興部長 この議論は、先ほど申し上げましたとおり、数年前から始まっておったところでございますので、それぞれの事業者の考え方は、基本的にはそれぞれ別個ということであったわけですが、その中でも、各事業者の考え方がやややっばり時間がたつにつれて変わってきたところもございす。

そうした経緯もありますものですから、そして、それぞれの事業判断というのは、すぐれて各事業主体の営業の話でございますので、今この公の場で、私どもとして、具体的に民間あるいは市がこういう方針を提示して、私どもがどうあるべきだと提案したということ、ここで明らかにさせていただくのは差し控えさせていただきたいと思っております。

ただ、いずれにせよ、それぞれに立場があ

って、お互いの推薦するシステムがすぐれているのだという御説明をいただいております。そのものですから、どちらが正しくてということではなく、やはり最終的に議論を詰めた上で一本化ができるか、できないかという、そういう問題であると思っております。

そうした中で、一本化できなかったことについては、我々として、おわび申し上げなきゃいけないと思っております。その際に、我々が全く何もしなかったということではないということだけは御理解いただければと思います。

○前田憲秀委員 わかりました。働きかけの具体的な内容は、これ以上はお聞きはいたしません。形として、今こういう形に今回なったわけですがけれども、じゃああと1点聞かせていただきます。

ここのこれまでの経緯の中で、昨年7月に、いわゆる「全国相互利用カードが県内で利用できる「片利用」環境の構築を目指すことを確認」とありますね。いわゆる、市電は全国相互型でいく、バス事業者は地域カード、ハウスカードを使うので、片利用の環境の構築を目指すことを確認と、7月の時点で。これは、昨年の9月の議会でも私も代表質問しましたし、当時の総務委員会でも議論が出たと思うんですけども、そのときの県の支援のスタンスとしても、今の部長の答弁のような記憶がございますけれども、全く今と変わりませんか。

○錦織企画振興部長 御質問の正確な趣旨のところがちょっと把握しかねましたので、このときの「全国相互利用カードが県内で利用できる「片利用」環境の構築を目指すことを確認」という部分について、当時、県がどういう立場であったのかということをお説明申し上げたいと思います。

このときに、まさに片利用環境をつくるの

かどうかという議論に入っていたわけでございます。それまでの単にシステムを一本化できるのかどうかという次の段階の問題として、片利用環境をつくるべきではないかという議論に入っていた段階でございました。

その中で、県としては、まず、その前に事業主体として、事業者自身がその意思を確定する必要があるということで、その判断を調整していたということでございまして、この段階でまだ県として支援をする、しないということをお公表していたわけではないですし、その支援が必要なのかどうかも、必要な判断がまだできる材料がございませんでしたので、それを公の議論の場で求めていって以後、精緻に財務状況等をチェックした上で、だんだんと支援の必要があるという判断に入っていくと、そういうタイミングがこの25年の7月の段階であったように記憶しております。

以上です。

○前田憲秀委員 もうあんまりしつこくはいたしませんけれども、結論からすると、この昨年の7月確認されたことを県が支援する予算を今回出されているわけですね。知事の謝罪の一般質問もございましたけれども、それまでの経緯を、やはりしっかりと県の側としても説明が必要だったのではないかなと思うんですけども、その点はいかがですか。

○錦織企画振興部長 昨年の9月議会の中でも、ICカード関連につきましては御質問いただいております。その中で、県の立場として、個別の論点として、こういったものが確認されないと判断ができないということで、一定の枠組みについては御説明したと考えております。それから、公の場におきましても、県として、これこれの事項につき確認をしていただければ、それは支援する、できないが判断できませんということについ

ても、公に御報告させていただいております。

ただ、この議論につきましては、9月議会以降、いろいろ動きがございまして、それにつきましては、各委員会の要路の先生方には御説明しておるところでございますが、最終的な費用負担の水準の決定につきましては、本議会の直前の決定となりました。その過程で十分な説明ができなかった点があると思えば、それについては、改めておわび申し上げなければならないと思っております。

今後、予算にかかわる案件につきましては、今回の件を肝に銘じ、これまで以上に連絡なり、意思疎通を議会の皆様と図っていきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

私も、推進をとにかくするべきだとお訴えをさせていただいた立場として、今回片利用型ということなんですけれども、結論から見れば、この熊本が今度、再来年の3月、4月から導入されるであろうこの片利用の方式というのは、聞けば全国でないパターンですよ。その確認ですけれども、いかがですか、課長。

○吉田交通政策課長 片利用そのものについては、全国で1例ございますが、委員御指摘の同じ地域内に片利用と全国相互利用型が併存するという形では、全国には例はございません。

○前田憲秀委員 そういう意味では、広島あたりも同じような形がありますけれども、全国のカードが使えるのは限られているんですよ。今10枚と言われてはいますが、JR九州のSUGOCAのカードは広島では使えないんですよ。ただ、熊本の場合は、北海道のカードでも片利用で使えるということで聞

違いはないですよ、課長。

○吉田交通政策課長 委員御指摘のとおりでございます。

○前田憲秀委員 であれば、こうなった以上は、しっかりやっぱり熊本モデルといいますか、いろんなことを——県費も投入するわけですから、遠慮なく意見をして、こういうふうにご利用したらいいんじゃないかということ、効果をしっかりと今度はアピールをしていただきたいなということをお願いさせていただきます。

以上です。

○田代国広委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ、これで付託された議案等に対する質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号から第6号まで及び第12号から第14号までについて、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外8件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外8件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

○内野幸喜委員 第1号議案に対して、附帯決議(案)を提出したいと思います。よろしいでしょうか。

○田代国広委員長 提出を認めます。

第1号議案に対し、内野委員から附帯決議

(案)が提出されましたので、事務局から案を配付させます。

(事務局附帯決議(案)配付)

○田代国広委員長 内野委員から、その趣旨説明をお願いします。

○内野幸喜委員 決議案を今事務局のほうから配っていただきました。

ここの中に書いてありますとおり、2点について、関係事業者に対して強く働きかけ、実現を目指すことということで記させていただいております。

この間の知事の答弁の中にも、貴重な公的資金を投入する以上は、ICカードを導入する関係事業者が、利用者の視点を第一にサービスの充実強化を図る責任があると考えますとおっしゃっています。まさにそのとおりであると思ひまして、まず1点目、日常生活の重要な移動手段として、公共交通機関を利用している高齢者や学生に対するサービスについて最大限努力すること、2点目として、地域カードの導入により、利用者の利益や地域経済の活性化に資するさまざまな独自サービスが提供されるなど、県民にとって利便性の高いカードとすること、以上2点について、附帯決議として出ささせていただきたいというように思います。

○田代国広委員長 附帯決議(案)について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 なければ、これで質疑を終了します。

それでは、附帯決議(案)について、採決したいと思います。

附帯決議(案)を本委員会提出議案として委員長名をもって議長宛て提出することについて、挙手により採決します。

本提案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○田代国広委員長 全員賛成です。したがって、本提案は可決されましたので、熊本県議会会議規則第14条第2項の規定に基づいて、総務常任委員会提出議案として、この附帯決議(案)により議長宛て提出することにいたします。

次に、本委員会に付託されました請願を議題とし、審査を行います。請第46号消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める請願については、国のレベルの問題でありますので、執行部からの説明は省略いたします。

次に、採決に入ります。

請第46号については、いかがいたしましょうか。

(「不採択」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 不採択という意見がありますので、不採択についてお諮りいたします。

請第46号を不採択とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 御異議なしと認めます。よって、請第46号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、請第47号川内原発再稼働に際し、避難者受け入れに関する国への意見書の提出を求める請願についてを議題とし、審査を行います。これについて質疑はありませんか。

(「なし」「採択」「不採択」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 採択、不採択両方の意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第47号を採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○田代国広委員長 挙手少数と認めます。よって、請47号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りい

たします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 御異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が3件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から報告をお願いします。

○原市町村行政課長 市町村行政課でございます。

①の市町村合併についてと②の地方自治法の一部改正等につきまして、一括して御報告をいたします。

まず、市町村合併の検証について御報告いたします。

市町村合併の検証につきましては、昨年度も当委員会で経過報告いたしておりますが、26年度に入りまして具体的な検証作業を開始しておりますので、本日は、その状況について御報告いたします。

1ページは、これまでもお示ししておりますが、参考までに本県の合併の状況を添付しております。

それでは、2ページをお開きください。

検証の目的につきましては、枠囲みのとおり、多くの合併市町村が今年度合併10周年の節目を迎えますので、それを契機としまして、客観的かつ総合的な合併の検証を行っているところでございます。

3の検証の方針でございますが、検証に当たりましては、①客観性の確保、②住民の声の反映、③データに基づく分析の方針で検証を行っているところでございます。

4の検証スケジュールでございますが、4月に熊本県立大学に業務を委託し、あわせて有識者会議の設置を行っております。5月21日には、第1回の有識者会議を開催いたしました。

今後、有識者会議のほうは、9月から10月にかけてと翌1月ごろにかけて、2回開催する予定です。12月までにはアンケートやデータ分析等の取りまとめを行い、来年3月までには結果の公表を予定しております。県議会にも、適宜報告をいたします。

続きまして、3ページでございますが、県立大学に委託しておりますが、県立大学におかれましては、ごらんとおり、行政、財政の専門家から成る合併検証調査・研究プロジェクトチームをつくらせていただき、検証に当たっておられます。

6番の有識者会議でございますが、役割としましては、さまざまな専門分野の視点から意見や助言をいただくこととしております。

委員は、ごらんとおり10名で、学識経験者、市町村長、住民代表等の分野から選定をいたしております。

去る5月21日に第1回会議を開催しまして、各委員からは、検証の進め方やアンケートの内容等につきまして、3ページの下段から4ページの中段にかけて、多くの貴重な御意見をいただきました。各委員からの意見を参考にいたしまして、現在アンケートを修正して発送しているところでございます。

4ページの中ほど、アンケートとヒアリングの対象につきましては、ごらんの表のとおりでございます。

(2)ですが、今回、県内で初めて合併に関して県民を対象としたアンケートを実施しているところでございますが、対象者数は、市町村の協力を得まして、住民基本台帳から無作為に抽出しました20歳以上の男女3,000人に対して、現在アンケートを発送しているところでございます。

5 ページの上段は、合併市町村ごとの対象者数、それと対象者数の考え方を示しております。

5 ページの(3)ですが、住民以外にも、地域団体に対しましてもアンケートを実施しております。商工会、商工会議所、農協、自治会、町内会、それと合併に伴いできております地域審議会等に対しまして、団体アンケートも実施しているところでございます。

6 ページからは、参考までに、現在住民等に出しておりますアンケートでございますが、本来であればアンケートはA4の表でございますが、合併と非合併、対比しやすいように縮小して見開きで添付しております。

今後、このアンケートを7月にかけて回収いたしまして、7月から8月にかけて、アンケート内容を確認するヒアリングを予定しております。今後も県議会には、適宜進捗状況を報告してまいります。

続きまして、地方自治法の改正について御説明をいたします。

資料の1ページをお開きください。

地方自治法の一部改正がっております。ちょうど1年前に、第30次地方制度調査会というのがありまして、そこから安倍総理に対しまして答申がなされております。(1)の社会環境の変化あるいは(3)の地方圏の抱える課題等について答申があり、この答申をもとに、今回法律の改正がなされたところでございます。

2 ページ、3 ページをごらんいただきたいと思っております。

2 ページは、1 年前の答申の内容でございます。右側が、それを受けた法改正の内容でございます。

3 ページをごらんいただきたいと思っております。

政令指定都市につきまして、見直しが行われております。

現在の行政区に代えまして総合区を設け、

議会の同意を得て選任される特別職の総合区長を置くことができるとされました。ただ、設置は義務づけられてはおりませんので、総合区を設置するかどうかは各政令市の判断となります。

区と総合区の違いは、表に記載のとおりでございます。

次に、②でございますが、二重行政の調整機関としまして、指定都市都道府県調整会議の設置が、こちらは義務づけられております。なお、本県では、既に知事と市長をメンバーとします県市政策連携会議がありますが、このような会議を位置づけることも可能とされております。

(2)は、中核市と特例市の統合が行われたところでございます。

4 ページをお願いいたします。

4 ページは、地制調の答申の中で、新たな広域連携の仕組みの整備について、答申が2点なされております。

それを受けまして、5 ページをお願いいたします。

地方自治法の中で、法改正によりまして、まず①でございますが、「連携協約」制度の創設がなされました。その例としましては、例示をしておりますが、A、B、Cの市町村が、それぞれの役割分担を議会の議決を経て協議により連携協約で締結するとなります。

ただ、この連携協約だけでは法的な実効性がございませんので、従来からあります事務委託の制度や、新たに創設されます事務の代替執行などの具体的な手続を改めてする必要があります。

次に、②の「事務の代替執行」制度の創設でございます。

こちら、例示のほうをごらんいただきたいと思っております。

市町村道の維持管理業務におきまして、従来の事務委託では、町の維持管理の権限が県に移管されることになり、委託を受けた県側

の基準によるとなっておりますが、今回の事務の代替執行では、権限は町に残るため、町の基準に基づいて県が維持管理するという制度となっております。これによりまして、従来の事務委託制度よりも、事務を任せる側の意向を反映することが可能となっております。

6ページをごらんください。

こちらは地方圏における市町村間の広域連携についてです。

これは答申はあっておりますが、法律の改正を伴わない取り組みでございます。

(1)は、地方中枢拠点都市です。要件としましては、参考欄にありますとおり、地方圏の指定都市等となっておりますので、本県では熊本市が該当いたします。

地方中枢拠点都市では、中段の①②③の役割によりまして、東京などの大都市圏に対して、広域の地域ブロックごとに人口減少を防ぐ拠点づくりが期待されているところでございます。

6ページ下段の(2)、定住自立圏ですが、同じような目的で、こちらは平成20年度に創設されております構想でございますが、各エリアの中心市と近隣の市町村が、集約とネットワークの考え方で役割分担、連携をして、圏域全体で定住促進を図るという目的でございます。

7ページをごらんください。

上段は、定住自立圏に向けた手順を書いております。

7ページの中段以降の参考図は、現時点の定住自立圏の取り組み状況を図示しております。

最後に、8ページをお願いいたします。

4番の地方圏での広域連携のイメージでございますが、これまで御説明しました地方圏での新たな広域連携先を含めたイメージ図でございますが、市町村間の横の連携、いわゆる水平補完を優先としながらも、それが困難

な地域が仮にあるようであれば、図のように、県との連携、垂直補完が想定されているところでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○吉田交通政策課長 天草エアラインの機材更新等に関する報告をさせていただきます。

資料をごらんください。

平成26年2月議会本委員会におきまして、天草エアラインの機材更新については、現有機材は整備の高どまり等が懸念され、早期に結論を出す必要があるとの報告を行いました。その後、引き続き、天草市、上天草市、苓北町、天草エアライン及び県の5者による協議を行ってまいりました。その結果、天草エアラインの事業規模等を考慮し、ATR42-600が最適の機材であるとの結論に至りました。

機材購入費は、地元2市1町で負担、発注に必要な費用等は、天草市が6月議会において補正予算を上程し、可決されたところでございます。なお、1市2町間の負担割合については、今後協議を実施されるとのことです。

また、これまで県2地元1の割合で負担していた機材整備費用につきましては、県1地元1へ変更となる予定でございます。

新機材の離発着には、天草空港の滑走路の舗装強化が必要となりますが、この工事は、土木部港湾課が本6月議会に補正予算案を上程し、建設常任委員会で審議いただいております。

3の機材更新に係る今後のスケジュールでございます。

まず、熊本県が行う天草空港の滑走路の舗装強化工事につきましては、本6月議会です算をお認めいただいた後、7月ごろから設計等に着手し、年度内に竣工の予定でございます。

天草エアラインにおいては、本年7月ごろに新機材の発注を行い、翌27年11月に納入される予定です。

この機材購入に先立ち、平成27年8月ごろから、パイロット、整備士など、運航乗務員等について、座学等の地上訓練が実施される予定です。さらに、11月に機材が納入された後は、実機訓練が11月から12月にかけて実施される予定となっております。新機材での運航開始は、28年1月ごろを予定しております。

なお、裏面に、参考データとして、天草空港の空港整備費、維持管理費、新機材購入費及び機材整備費につきまして、今後15年の試算と、地元と県の負担額を表にまとめております。県と地元負担が、おおむね3対1となる見込みでございます。

以上、御報告いたします。

○田代国広委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑ありませんか。

○内野幸喜委員 定住自立圏構想の件で、この地方自治法の一部改正等についてですね。6ページ。

荒尾市、長洲町、南関町は、福岡県の大牟田市と定住自立圏構想を、もう協定を締結しているんですけども、ここの6ページの一歩下に「中心市と近隣市町村が役割分担、連携することで圏域全体で必要な生活機能」ここに(医療、福祉、公共交通等)と書いてあるんですね。これは平成20年度に国が創設と。ここに医療と書いてあるんですけども、実際、例えば荒尾市であるとか南関町というのは福岡県と県境に接していて、例えば福岡県にある医療法人が、荒尾市とか南関町に診療所を持っているというパターンも結構あるんですね。

そうしたときに、例えばその医療法人が社

会医療法人の認定を受けたいと、そうしたときに、実は各県ごとに要件を満たさないといけないんです。例えば、福岡県で5つの要件があつて、そのうちの1つを満たさないといけないと。熊本県でも、5つの要件のうち1つを満たさないといけないと。例えばそれが救急医療であれば、例えば診療所を熊本に持っている場合、福岡県大牟田市側では救急医療を持っているけれども、熊本県側ではないと、そういう場合は、ここに書いてあるとおり、医療とかの県境をまたいだ形の自立圏構想となっておりますけれども、実際、その辺は社会医療法人は取れないんですよ。

これは木村さんが総務省なので詳しいかもしれないんですけども、だから、要するに、本当に荒尾市、南関町、長洲町も含めてなんですけれども、経済圏なんかも、これは福岡県の大牟田市と非常に近いんです。医療関係も、そっちに通院されている方とかいらしゃるんですね。これからこういう動きがどんどんどんどん加速していく中で、その矛盾というか、なかなかできない部分というのが出てきているんですね。

私もまだ詳しくはわからないんですが、その点何かちょっと詳しい方がいらっしゃればお聞きしたいと思うんですが。これは医療に限らず、これからほかの部分でも出てくる可能性もあると思うんですけども。

○原市町村行政課長 市町村行政課でございます。

今回の定住自立圏は、県境を越えても協定を結ぶことができるということで、いち早く荒尾、長洲、南関につきましては大牟田側の自立圏に参加されたところでございます。あわせて、お隣の玉名市も定住自立圏構想を目指しておりますので、玉名との関係も今後出てくるかと思っております。

今委員から言われました、実際の医療の調整等につきましては、ちょっと現時点では把

握しておりませんので、申しわけございません。

○内野幸喜委員 現時点ではそういった問題があるので、これから——これは委員会が違うと思うんですけども、そういった現時点で矛盾しているところもあるので、その点はいろんな機会に言っていっていただきたいなというように思います。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○岩下栄一委員 エアラインですけれども、乗務員の確保といいますか、パイロットの採用とか、そういうのは滞りなくいっているんですかね。

○吉田交通政策課長 委員御指摘のパイロットの確保でございますが、現状ではパイロットのほうの確保はできております。

○岩下栄一委員 今パイロット不足が言われて、大手の航空会社が随分人材あさりをしているわけでしょう。そういう中で、やっぱり待遇が悪ければ天草エアラインには人が来ないんじゃないかなと危惧をするんですけども、待遇的にはどうですか。このコストの中に入っているんですかね。

○吉田交通政策課長 御指摘のパイロット不足でございますが、委員御指摘のとおり、日本だけではなく、世界的にパイロット不足が言われております。LCCについても、聞いているところによりますと、大手エアラインよりも高い給料を払って——そこはけちらずにパイロットにお金を払っているという話も聞こえてきているところでございます。

一方、当方の天草エアラインにつきましては、厳しい経営状況にございますので、そういったパイロットの給料を払える状況ではご

ざいませんが、逆に、今地域エアコミューターとして、天草に根づいた航空会社として、非常に一部では知名度も上がってきております。そういったところで、天草を愛して、天草の地域を愛するような方にぜひパイロットになっていただくということで、天草エアラインのほうもいろいろと御尽力をされておりますので、県としても、そういった動きを支えてまいりたいというふうに考えております。

○岩下栄一委員 わかりました。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。

○前田憲秀委員 執行部の皆さん方からは、ファクスまたは郵便物も迅速にいただいて、非常にありがたい限りなんですけれども、先日、ちょっと気になる郵便物が来たので御紹介をしたんですけども、これは広報課さんからいただきました。

皆さん、これで来ていますか。いきなりこれは何なんだろうと思ってあげれば、県の「県からのたより」なんです。聞けば、これは140円だそうなんですけれども、これでいただく何か理由はあるんでしょうか。

○松永広報課長 広報課でございます。

今、委託で印刷をして、そのまま送付をいただいているんですが、ちょっと契約の関係で業者が変わりまして、これまで県から封筒を差し上げて、その封筒に入れて送付をいただいております。今回から、ちょっと大手の業者さんに変更しまして、システム上、そのまま機械で入れたほうがコストが安いということで、向こうからの申し出で、一応封筒

は差し上げてはいたんですけれども、コストの安いほうを選択したいという申し出がありましたので、県としてもそれを認めた形にしております。形が変わりまして、非常に申しわけございませんでした。

○前田憲秀委員 いや、申しわけないというか、コストがそのままであればいいんですけれども、配られる側も非常に——今折り曲げていますけれども、きれいにこのまま厚紙に挟んであったんですよ。まあ、コストが安いのであればいいのかな。そこもちょっとわかりませんが、議会事務局からも、実はこれは2月だったと思うんですけれども、規定外の大型で、中に入っていたのは、議長からの開会しますので御出席くださいのこの1枚が入っているんですよ。これはどうですか。同じような理由ですかね。

○佐藤議会事務局長 ちょっと正確に、多分コスト面とか、そういうことじゃないと思うんですけれども、恐らく想像——私も4月に来まして、想像になりますが、折り曲げることのないように、まあ正式な議会の通知ですのでということをやったかと思えます。

ただ、それは、費用はそっちのほうがかかっているんじゃないかという御指摘であれば、それはもうそのとおりだと思いますので、極力コストがかからないようなやり方というのを考えさせていただきたいと思います。

○前田憲秀委員 折り曲がってくるときもあるんですよ。それが私は普通じゃないかなと思うものですから、こうやって御指摘をしているんですけれども、いわゆる担当の方がどうなのか、全体的なのか。配る側も大変ですよ、普通の封筒とこれで。そこは、当たり前のことなんですけれども、もう一回きちんと話し合いをというか、認識の共有をされたほうがいいんじゃないかなと思います。

最初の広報課さんのほうも、コストが安くても、果たしてこれで送っていいものかというのは、やっぱり議論もしていないかなという気もいたします。まあ、小さくして高くなるんだったら、またちょっとそれはそれで検討しないといけないのかなと思うんですけれども、何かございますか。

○松永広報課長 広報課でございます。

その点は、ちょっと御指摘をいただいたところもあったので、業者と確認をいたしました。業者からは、折りたんで入れるほうが人件費がかかってしまって、コストアップになるというような説明を受けまして、その形で何とかさせてくれという話もいただいていたので、今のところそういう形で、折りたまずにそのまま入れるほうが機械で入れられるので安いという話がございまして、広報課としてもそれを、一応今そこでやっていたような形でございます。

以上です。

○前田憲秀委員 もうそれ以上は言いませんので、ありがとうございました。

○西聖一委員 さっきの大きな封筒の件ですけれども、発局が福岡の局番じゃないかなと私は思ったんですけれども、県内で業者は何でないのかなとちょっと思ったんですが。それも、やっぱりコスト低下のため、やむを得ないというふうな判断なんではないでしょうか。

○松永広報課長 広報課です。

入札でとった業者ということなので、工場が福岡にあるということでございます。

○西聖一委員 業者は県内の業者なんですか。

○松永広報課長 広報課でございます。

支店が県内にある業者でございまして、その工場が福岡ということで、福岡から送っているということでございます。

○西聖一委員 県会議員として、やっぱり県内のところから来るのが気持ちはいいんですけども、福岡から来るのは、何で福岡から来るのかなというのがちょっとありましたので……（発言する者あり）いや、あれは福岡のナンバーだったですよ。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○荒木章博委員 ちょっと私の勉強不足のところもあるものですから、ちょっとお尋ねをしたい。

例えば、今議会は選任同意は出ておりませんが、例えば教育委員とか、そういう人事の選定、やり方、まあ最終的にこれは知事がされるわけだろうと思うんですけども、それまでの選定のあり方は、これは教育委員会がやるんですか、それとも人事課のほうでそれは取り組まれるんですかね。ちょっとお尋ねしたい。

○青木人事課長 人事課でございます。

今議会でも、選任同意については5名の方をお願いしているところでございますけれども、その選任に当たりましては、人事当局側と関係部局とで話し合まして、候補者を選定し、最終的には知事が決めているということでございます。

○荒木章博委員 私が聞いたのは、教育委員会の選任については、それと同じですか。

○青木人事課長 人事課でございます。

同じというふうに理解しております。

○荒木章博委員 それじゃ、例えば知事も教

育再生会議の一員であられるし、また、政治と教育というのは非常に問われている。中立性を保つための教育委員というふうに私は認識をしております。

そういった中で、政党に政治献金を行っている人が6人の委員の中にお1人いられると。こういったことについて、そういう、何とかな、ヒアリングというのはされるのか。それはどこがされるのか。

○青木人事課長 人事課でございます。

特にそういったヒアリングは行っておりませんが、もちろん日ごろのその方の識見でありますとか、行動でありますとか、その辺あたりを踏まえて選任をさせていただいているというところでございます。

○荒木章博委員 じゃあ、今私が申し上げたことは、あってもそれはもう関係ないと。例えば、教育法の中には、たしか6名のうちに政党に入っている人は半分以上超えてはならないというふうになってはいますが、政治献金の場合はどうなんですかね。総務部長、ここあたりはどういうふうに。

○岡村総務部長 今委員お話しあっておりますことにつきましては、事実としては承知をしております。

政治資金の観点から言うと、これは法律をしゃくし定規にすばっと申し上げるとあれなんですけれども、政治資金法からは特に問題はないというふうに理解をしております。

私ども、一般論としましては、県庁には行政委員会というふうには呼べるものはたくさんございまして、今委員のお話の教育委員会もその一つでございます。それぞれの法律がございまして、こういった方々を選任するよという、一応の法律上の要件等々はございまして、その中から私どもは、各部局のほうといろいろとすり合わせをさせていただきな

がら候補者を絞っていくと。その中で、今人事課長申しあげましたように、日ごろの活動の内容あるいは御発言等々から、この方がふさわしいだろうという形で選定をさせていただいておるのは事実でございます。

その際に、今、政治資金についてチェックをかけているか、ヒアリングしているかというところ、それはさせていただいておりません。ただ、そういったことはないんですけども、日ごろのいろんなそういう御活動等々からふさわしい方ではないかということをお願いをしておるところでございます。

○荒木章博委員 今度は公共関与の上の太陽光の社長にもなっておられるんですね。非常に県にも協力をされているし、そういうところにも手を挙げて、非常に積極的に県に協力をされている企業のリーダーだと思ふんですね。

私が言いたいのは、今、政治と金、政治資金とその政治家と教育というのは、非常に、要するに国会の中でも、維新の橋下代表を初め、いろんな角度でそれは問われていることなんですよね。私も、維新塾に10数回勉強会に行きましたけれども、自分自身の最後の農業問題が合わないから一応やめたわけですけども、やっぱりこういったことは、法的に私は大丈夫と、だからいいんだということだけではなくて、やっぱり道理的に——小さい金額じゃないわけですよ。そういったところをやっぱり——道理的にどう思われるのか。それは、もうじゃんじゃんしとつても、その人の人間性が、そして、ばんばん仕事をやっていかれているし、公共関与にも入って協力をされているし、いいんだけども、教育委員として適正なのかと言われると——適正だからやられたわけだけでも、今後、やっぱりそういう人選をされる時は、政党支部に助成をすとか、公共関与に関するいろんな取り組みの中に入る人は、できるだけ僕は避

けたほうがいいんじゃないかなというふうに思うわけなんですよ。これは県民がそう思っているんじゃないですか、公表すれば。その私の意見については、部長はどう思われますか。

○岡村総務部長 その方が当代表をされていた会社が、企業として……

○荒木章博委員 当時じゃないですよ、今も。

○岡村総務部長 企業として献金をされた、そのときの代表者としてお名前が載っているということで承知はしております。

確かに先生おっしゃるとおり、いろいろ見解はあろうかと思いますが、繰り返しになりますけれども、行政委員会って非常に職責の重いものだと思っております。また、影響力も大きいというふうに思っておりますので、そういった意味では、日ごろの御活動の中では、そういった重責を担って仕事をされているということも常に思いを抱いていただいて、活動させていただいているものと思っておりますし、そういう方を我々としては議会のほうにお願いして選任同意等をいただいているものと思っておりますので、ひとつそのあたりはまたいろいろと気をつけてまいりたいと思っております。

○荒木章博委員 部長の答弁で、まあ部長も苦しい答弁だろうと思うんですけども、私は、要望として、そういうかかわりのある、特に深いかかわりのある人は、できるだけやっぱり避けるべきだと、私はそういうふうに思います。

じゃあ、続けてもう1点、議会事務局長にちょっとお尋ねをします。

新しく佐藤局長さんは、都市計画からずっと努力をされて、土木から局長に來られた。

私、1つお願いがあるんですよね。1つは、私が過去に議会で質問をしようとして——一応、私も9月か12月には実際やるんですけれども、質問しようと思ったところ、議会事務局とアドバイザー、ずっとやったりしますので、そうすると、私の資料を一部預けますよね。それを、当時のある自民党の幹事長が、私の部屋に来て、この質問はせんでくれと言われたんですね。そして、何でこの話を知っているのかなと聞いたら、まあ最終的にいろいろ調べたら、議会事務局の人がコピーして渡したということなんですよ、個人情報ですね。だから、本人が言われてきた。だから、当時の議会事務局長と政務調査の担当者は、どうされますかと、この件については議長に申し入れされますかと、もう陳謝をされたからそれでいいんです。

しかし、こういうことをなぜ私が言うかという、これは言っとかないと、また起こるんですよ、はっきり言うて、公式の場で。だから、やっぱり政治家は、厳しい選挙をして、議場に、まあ基本的には6回、命がけですよ、60分というのは。質疑応答、命がけで答弁を議会執行部に求めるわけですよ。そんなときに、その情報を全部コピーしてやられるならば、やっぱりそれは私は不道理なことだと、正々堂々とやっぱりやられるべきだと、それは思った。しかし、陳謝をされて、御本人も陳謝をされたから、私はもうこれで終わったけれども、今後こういうことがないように働きかけをちゃんと、こういう例があるという——この話は聞かれています。

○佐藤議会事務局長 今荒木委員おっしゃった事例に関しては、大変申しわけありませんが、私は承知はいたしておりません。

○荒木章博委員 だから、今後、佐藤局長、このことはやっぱり申し送りを議会事務局長

がやって、こういうことはないようにやられるべきだというふうに私は思います。

もう1点、いいですか。

続けて、肥後奨学会というのが、これは岩下先生の出身で、私のところにも、まあ全員にも配付がされているかと思えますけれども、こういったところの状況あたりもやっぱり——あんまりがたがた、がたがたと言うと失礼ですけども、県も少ししかかわっていることであれば、穏便に取り組みられるように、これは要望しておきます。

もう一点は、毎回私は述べているんですけども、新年度で新しい資料が出ましたので、私学のスポーツ特待。

その中で、私は、毎年、ある程度はいいんじゃないかと。しかし、やっぱり1学校に1年間200名近い生徒さんの奨学金というか、特待生になるというのは、また前回も言って、指導しますと言うたけれども、45人またふえている。もうずっと上がっているんですよ。

仁木さん、私もしょっちゅうしょっちゅうこんなことを言いたくないんだけど、やっぱり何かペナルティーか何かないんですか。木村さんですか、答えるのは。違うんですか。木村さんも関係しているからちょっと尋ねようかなと思ったんですけども、奥様がですね。だから、そのところでどうですか。

○仁木総務私学局長 スポーツ特待につきましては、毎年、各学校については、適切な対応を求めているところではございますけれども、結果として、ことしも45人ほど昨年よりふえてしまって、非常に私も残念に思っております。

ただ、内容を見ますと、昨年、特に多かった上位3校につきましては、それぞれ私どものお話もきちっと聞いていただいて、減らしていただいておりますけれども、その

中で、学校の特色づくりですとか、中核となる生徒の確保ということで、やはりちょっとふやしたところかどうかというところが幾つかあって、結果として減っているところもあります。制度を見直して、もう来年からこれはやりませんという形のところもございませけれども、トータルとしてはふえております。

ただ、少し言いわけになるかもしれませんがけれども、申し上げさせていただきますと、ことし、私学がちょっとふえているというのもございまして、その中で、特待生というのは——特待生と専願とか一般とかありますけれども、その中で特に特待生に関して、思った以上に入学をされたということで、結果として特待生の数がふえたというのもございます。

どちらにしろ、人気校に関しては、別にこういうことを、特待生とか、そういう制度を余り活用しなくても生徒が集まるわけなんですけれども、やはり少子化の中で各学校、生徒確保に苦慮されております。特に、市内で……

○荒木章博委員 手短に。

○仁木総務私学局長 済みません、申しわけありません。

○田代国広委員長 お互いに。

○仁木総務私学局長 ということで、各学校に関しましては、その状況についてはつぶさにお話を聞かせていただいておりますので、引き続き適正な対応というのを求めています。今のところ、経常費で云々かんぬんというのは考えておりません。

○荒木章博委員 今、委員長は、お互いにと言われたのは、私にですか。委員長、それは本当か。お互いにとってどういう意味ですか。

私たちは、さっきから言っているように、県民から信任をされて上がってきていることですよ。しかし、こういういろんな問題を、何で委員会で言うのに、お互いに短くて、短く言っているじゃないですか。

○田代国広委員長 先生が……

○荒木章博委員 ちょっと待って。なら、いいです。もっと言います、それは。

○田代国広委員長 先生が短くと言ったからです、手短に、短くと……

○荒木章博委員 そういう意味ですね。わかりました。理解しました。それならいいです。それなら、また続けていきます。もう終わる予定だったけれども。

空港ライナーの件についてですね。

空港ライナー、非常に今利用者がかなりふえてきているというふうに聞いておりますけれども、何か契約のやり方を今後また変えていくとか、そういう考えか何かあるんですか。

○吉田交通政策課長 空港ライナーでございます。

空港ライナーにつきましては、平成23年10月から試験運行開始ということで、3年程度たってまいりまして、委員御指摘のとおり、順調に今利用者数がふえております。

そういった中で、今3年たちましたので、今後の契約のあり方とか、今後どうしていくとか含めて、検討してまいりたいと考えております。

○荒木章博委員 何か3年計画をしたので今後変えていくという、また委員会にちょっと報告しながらせんと、また出てくるよ、はっきり言ってですね。だから、やっぱり3年を

めどにいろいろ考えていくということであるならば、ある程度うまくやっていただきたいと思っています。

それともう1点。だんだんふえてきて。

加藤、細川の戦略というのは、前回の委員会でも私は申し述べて、きょうも昼からNHKのほうに陳情書をまた持っていくんですけども、こういう加藤、細川の取り組みあたりを、今後またどういうふうに、課長、考えてやられるのか、もう一回確認をしておきたいと思うんですけども。

あと、新たな動きに対してどういうふうな対応をされるのか。そういう情報はあるのか。

○本田文化・世界遺産推進室長 世界遺産推進室・本田でございます。

今年度、どのような取り組みをするのかということでございますが、今年度について、まだ啓発の事業、これにつきましては、かつちり固めてしまったわけではございませんで、今内容を検討しているところでございますけれども、今回やろうとしておりますのは、例えば難易度別の歴史の検定、あるいはいろいろな知識や関連スポット、そういうものをまとめた雑誌などができないかなということで、今検討を進めているところでございます。

それから、もう1つ大きな事業としましては、歴町50選ということで、これは一昨年度からやっておりますが、これの町並みの中心となる建造物の修復、修景の補助などを実施するというようにしております。

それから、この加藤・細川ヘリテージというのは、当室が行う事業だけではございませんで、いろいろな、例えば美術館がいろいろな展示をいたしましたり、あるいは図書館のほうが一——ことしから改築に入りますが、あの中でも図書館の史料等を出すとか、そういう庁内各課あるいは民間のところでもいろいろな取

り組みがなされていると思いますけれども、そういうものを連携して一緒に、情報を共有しながらやっていけたらということで考えております。

○荒木章博委員 加藤、細川の取り組みを今されるということですが、今、禅定寺とか都市計画道路を、蒲島知事がそこを変更して、全国で初めて都市計画道路を変更された。それは、数千万の調査をやって、加藤、細川の類例のない家臣団の墓並びとか、そういう類例のない場所だということで、それが変更になったんですね。都市計画道路が初めて。

そういった中で、この前、文化協会の総会、約600人、岩下先生と私も参加しておりましたが、そういった中で、知事の挨拶が、私は加藤、細川の文化を守るためにこの問題をどけたんだと、都市計画のところを変更したんだということを皆さんに発表されたんですよ、リーダーの方たちに。だから、そういった知事が動かれたところの、やっぱり下馬天神とか、禅定寺とか、そういう類例のない施設づくりとのタイアップとか、取り組みというのがないんですよ。

私は、常々、この委員会で嫌みのように言いたくないんですよ。あなたたちは、そういう聞く耳を持たない。知事の方針が、あれだけ言っているにもかかわらず、現状でその地域との触れ合いもない。だから、やっぱりそういうのは、私は、今後取り組まれるべきだと思うんですけども、部長いかがですか、私の言っているのは。

○錦織企画振興部長 知事が日ごろさまざまな場所で申し上げておりますとおり、加藤、細川の歴史とその遺産というものは、熊本が誇るべき重要な文化遺産であるということ、我々執行部も、もちろん共有しておるところでございます。

であるがゆえに、熊本県下には、さまざまな民間あるいは市町村レベルで、この加藤、細川の遺産を非常に大切にされているものと理解しております。それが余りにも多いものですから、私ども執行部の手が十分に届いていない、目が十分に行き届いていないというところがあるかもしれません。そういうものがありました場合には、ぜひ先生からも御助言いただき、我々の方針を示していただければ、県としても、それを支援すべきもの、むしろ民間が中心になってやるからこそ意味のあるものもごございます。その中で、県がお手伝いできるものがあれば、ぜひこれは参加していかなければならないと、このように考えております。

以上です。

○荒木章博委員 今あれば教えてくださいと言われたんですけども、これは本会議場で知事が答えられたし、そして、類例のないものを今後都市計画道路としてやって、熊本市にですよ。都市計画道路、まあ政令市になりましたから受け持っていくんですけども、そういった中で、大事なものを、例えば熊本城で宮本武蔵と戦った柳生家、師範代の四天王の雲林院弥四郎の墓もあるんですよ。3メートルぐらいの墓が。大体戦ってはいけなかったけれども、そして宮本武蔵は敗れたんですけども、だから、そういう一つ一つをコーナー、コーナーで紹介するコーナーとか、たくさん材料はあるんです。

だから、私は、知ったかぶりして言いたくないけれども、やっぱりそういうのを聞く耳を持たないんです、今の文化企画課は。企画じゃない。だから、やっぱり知事が、600人の前で、文化人の前で加藤、細川の検証をやられたんだから、そこをキャッチして、課長も行っとられたはずだから、今後努力をしていただきたいということで終わります。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、陳情書等が3件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

次回の委員会については、8月7日10時から予定しております。

なお、正式通知については、後日文書で行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これもちまして本日の委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後0時3分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

総務常任委員会委員長